

吸収合併に係る事前開示書類

令和 8 年 7 月 16 日

大阪市北区中崎西二丁目 4 番 12 号
高圧ガス工業株式会社
代表取締役 黒木幹也

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条の定めに従い、下記のとおり合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

1、合併契約

別紙 1 のとおり、令和 8 年 5 月 15 日付で、合併契約書を締結しました。

2、対価の相当性

当社は吸収合併消滅会社である協亜ガス工業株式会社（愛媛県松山市南吉田町 2066 番地 1）の発行済株式の全てを保有しているため、本件合併に際しては株式を含む一切の金銭等の対価の交付は行いません。

3、吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

該当する新株予約権は存在しません。

4、吸収合併消滅会社の計算書類等

- (1) 吸収合併消滅会社である協亜ガス工業株式会社の最終事業年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）に係る計算書類等は別紙 2 のとおりです。
- (2) 吸収合併消滅会社である協亜ガス工業株式会社の最終事業年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に影響を与える事象は特にありません。

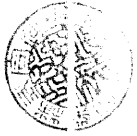
5、重要な後発事象に関する事項

当社の最終事業年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に影響を与える事象は特にありません。

6、債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併消滅会社である協亜ガス工業株式会社は、当社の 100%子会社であり、事実上、当社と財務上の一体関係にありましたので、合併後の債務の履行の見込みにつきましては、従前どおりであると見込んでおります。

以上



合併契約書



甲 高圧ガス工業株式会社

乙 協亜ガス工業株式会社

合併契約書

高圧ガス工業株式会社（以下「甲」という。）と協亜ガス工業株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という。）を行い、甲が乙の権利義務の全部を承継し、乙は解散する。

第2条（商号及び住所）

本件合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社（甲）

商号：高圧ガス工業株式会社

住所：大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号

(2) 吸収合併消滅会社（乙）

商号：協亜ガス工業株式会社

住所：愛媛県松山市南吉田町2066番地1

第3条（合併の効力発生日）

本件合併の効力発生日は、令和8年9月1日（以下「本件効力発生日」という。）とする。ただし、本件合併の手續進行上の要請その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（本件合併に際して交付する株式等）

甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているので、本件合併に際し、乙の株主に対して株式その他一切の対価を交付せず、資本金を増加させない。また、資本金以外の資本準備金等の増加額は会社計算規則に従い、甲が定める。

第5条（権利義務全部の承継）

甲は、本件効力発生日において、乙の従業員全員、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後本件効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、

その業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲、乙協議のうえ、これを行うものとする。

第7条（合併条件の変更等）

本契約締結後本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、本件合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第8条（契約の効力）

本契約は、甲または乙の株主総会等において承認が得られないとき、または法令に定められた関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲、乙協議のうえ、これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲、乙の各代表者が記名押印のうえ、甲が原本を、乙が写しを保有するものとする。

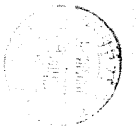
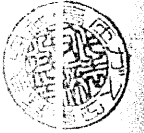
令和8年5月15日

(甲) 大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号
高圧ガス工業株式会社
代表取締役 黒木 幹也



(乙) 愛媛県松山市南吉田町2066番地1
協亜ガス工業株式会社
代表取締役 松本 誠治





貸 借 対 照 表

令和8年 3月31日現在

協亜ガス工業株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	円	(負債の部)	円
流動資産	(68,670,430)	流動負債	(29,924,202)
現 金	450,592	買 掛 金	21,905,770
預 金	17,044,287	未 払 金	2,628,914
売 掛 金	39,260,420	未 払 費 用	1,460,366
電 子 記 録 債 権	2,442,033	預 り 金	40,652
商 品	8,263,908	未 払 法 人 税 等	40,700
貯 蔵 品	671,690	未 払 消 費 税 等	1,202,800
前 払 費 用	50,000	賞 与 引 当 金	2,645,000
未 収 入 金	487,500		
固定資産	(6,868,828)	固定負債	(60,000)
(1)有形固定資産	(3,567,913)	長期預り保証金	60,000
機 械 装 置	2,180,577		
車 輜 運 搬 具	-		
工 具 器 具 備 品	288,566		
容 器	1,098,770	負 債 の 部 合 計	29,984,202
(2)無形固定資産	(218,400)	(純資産の部)	
電 話 加 入 権	218,400	株主資本	(45,555,056)
		資本金	10,000,000
(3)投資その他の資産	(3,082,515)		
出 資 金	10,000	利益剰余金	35,555,056
敷 金	50,000	その他利益剰余金	35,555,056
前 払 年 金 費 用	2,228,697	繰越利益剰余金	35,555,056
繰 延 税 金 資 産	793,818		
		純 資 産 の 部 合 計	45,555,056
資 産 合 計	75,539,258	負 債 及 び 純 資 産 合 計	75,539,258

損益計算書

令和7年 4月 1日から
令和8年 3月31日まで

協亜ガス工業株式会社

科 目	金 額	
	円	円
売上高		
商品売上高	286,431,606	286,431,606
売上原価		
期首商品棚卸高	6,996,296	
当期商品仕入高	199,449,037	
合計	206,445,333	
期末商品棚卸高	8,263,908	198,181,425
売上総利益		88,250,181
販売費及び一般管理費		86,596,767
営業利益		1,653,414
営業外収益		
受取利息	41,900	
受取配当金	1,000	
雑収入	696	43,596
営業外費用		
雑損失	2,629,000	2,629,000
経常利益		△931,990
税引前当期純利益		△931,990
法人税、住民税及び事業税	81,400	
法人税等調整額	△278,413	△197,013
当期純利益		△734,977

株主資本等変動計算書

令和7年 4月 1日から

令和8年 3月31日まで

協亜ガス工業株式会社

(単位:円)

	株主資本							純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000,000	-	-	-	-	36,290,033	36,290,033	46,290,033	46,290,033
当期変動額									
剰余金の配当			-				-	-	-
当期純利益			-			△734,977	△734,977	△734,977	△734,977
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-				-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△734,977	△734,977	△734,977	△734,977
当期末残高	10,000,000	-	-	-	-	35,555,056	35,555,056	45,555,056	45,555,056

個別注記表

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しています。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上規準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、賞与の支給見込額を計上しています。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び確定給付企業年金制度に係る年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金として計上しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理について

税抜方式を採用しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

44,421,423 円

(2) 受取手形の裏書譲渡高

6,228,611 円

電子債権譲渡高

2,338,227 円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数 200株